

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領

報告の対象とするサービス等

報告対象サービス

すべての介護保険適用サービスとします。

報告の対象となる利用者

上田市の介護保険被保険者

報告を行う事故の範囲

次の から の事故等が発生した場合、事業者は上田市に報告してください。

サービスの提供による、利用者のケガ、骨折若しくは死亡事故の発生

(注1) 送迎中、通所中及び入院中の事故も含まれます。

(注2) ケガの程度は、医療機関で受診を要したものを原則としますが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについては報告してください。

(注3) 利用者の自己過失によるケガ、骨折であっても報告してください。

(注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義があり、トラブルになる可能性があるときは報告してください。

食中毒、感染症及び結核の発生

(注1) サービス提供に関連して発生したと認められる食中毒、感染症及び結核について報告してください。

(注2) 感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する1・2・3類の感染症について報告してください。

なお、これらについて、関連する法に定める報告義務がある場合は、当該報告とは別に法に従って届出を行ってください。

(参考) 1・2・3類の感染症

1類感染症 ペスト・エボラ出血熱・マールブルグ病・ラッサ熱

2類感染症 腸チフス・パラチフス・ジフテリア・コレラ・細菌性赤痢・ポリオ

3類感染症 腸管出血性大腸菌感染症

その他報告が必要と認められる事故の発生

職員の法令違反、不祥事等の発生

(注) 万が一、職員による利用者からの預り金の横領や、送迎時の交通事故等、利用者に影響を及ぼす事件を起こした場合は、事前に市と協議のうえ、報告してください。

報告の手順

サービス提供中における死亡事故等、緊急若しくは重大と思われる事故については、事故発生後、速やかに電話で第一報を報告してください。

第一報を報告した事故については、経過についても電話で適宜報告してください。

事故処理の区切りがついた時点で、所定の書式(「事故報告書」)により、文書で市に報告してください。

報告の書式

別添の「介護保険事業者 事故報告書」のとおり

その他

他市町村の被保険者に係る事故の場合は、当該市町村と協議のうえ報告してください。